

議第七十一号

岐阜県税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

令和八年三月三十一日地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、その承認を求めらる。

令和八年五月八日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第四項第一号中「の環境性能割又は種別割」を削り、同項第二号及び第三号中「の種別割」を削る。

第十三条第一項中「の種別割」を削り、同条第二項中「の種別割」を削り、「種別割額」を「自動車税額」に改める。

第十四条第一項中「、県たばこ税及び自動車税の環境性能割」を「及び県たばこ税」に改め、同項第一号中「（第四号に掲げる税額を除く。）」を削り、同項第四号を削る。

第五十四条の二第一項中「十万円」を「十六万円」に、「本条」を「この条」に、「二十三万円」を「六十六万円」に、「十二万円」を「三十四万円」に改める。

第七十二条第一項中「第四百四十五条第三号」を「第四百四十五条」に、「当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて」を「その所有者に」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十二条の二第一項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第七十二条の四の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三号中「道路運送車両法」の下に「（昭和二十六年法律第八十五号）」を加える。

第七十二条の五（見出しを含む。）並びに第七十二条の六の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第七十二条の七から第七十二条の十七までを削る。

第七十三条の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、「は、同項」の下に「（第二号又は第五号ロ(1)に係る部分に限る。）」を加え、同条第四項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第七十五条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第七十六条の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「賦課期日」を「前条に規定する自動車税の賦課期日（次条及び第七十八条第二項において「賦課期

日」という。)に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第七十七条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第七十五条に規定する種別割の賦課期日(以下この条及び次条第二項において「賦課期日」という。)」を「賦課期日」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項、第三項及び第四項ただし書中「種別割」を「自動車税」に改める。

第七十八条の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「新規登録」を「道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(次条及び第八十条第一項において「新規登録」という。)」に、「種別割の」を「自動車税の」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第三項中「種別割額」を「自動車税額」に、「種別割の」を「自動車税の」に改める。

第七十八条の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割」を「自動車税」に、「第九条の十六」を「第九条」に改める。

第八十条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、「又は」の下に「同法第十三条第一項に規定する」を加え、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第三号中「第七十二条第三項」を「第七十二条第二項」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第八十一条の見出し及び同条第一項並びに第八十四条(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改める。

第八十五条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割額」を「自動車税額」に、「種別割の」を「自動車税の」に改める。

第八十五条の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第二号中「医療法」の下に「(昭和二十三年法律第二百五号)」を加え、同項第三号中「身体障害者等」を「身体障害者(身体に障害を有する者のうち歩行が困難な者で規則で定めるものに限る。以下この号において同じ。)」若しくは精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五条第一項に規定する精神障害者のうち歩行が困難な者で規則で定めるものに限る。以下この号において同じ。)」に改め、同項第四号中「精神障害者」の下に「(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者をいう。)」を加え、同項第五号中「前四号」を「前各号」に改め、同条第二項及び第三項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第四項中「種別割」を「自動車税」に改め、「運転免許証」の下に「(道路交通法第九十二条第一項の運転免許証をいう。)」を、「又は免許情報記録個人番号カード」の下に「(同法第九十五条の二第四項の免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項において同じ。)」を、「特定免許情報」の下に「(同条第二項に規定する特定免許情報をいう。)」を加える。

附則第三条の三(見出しを含む。)中「の種別割」を削る。

附則第五条第一項中「令和九年度」を「令和十二年度」に改め、同条第二項中「第五条の四の二第一項」を削る。

附則第六条の三中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第七条第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第八項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第十六項中「第十二条の七」を「第十三条の六」に、「第十二条の二の二第一項」を「第十三条第一項」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

17 診療所（医療法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下この項において同じ。）の開設者又は管理者が同法第三十条の四第二項第十一号イ②に掲げる区域のうち施行令附則第七条第二十五項に規定する区域において診療所の用に供する不動産で同条第二十六項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

附則第九条の三第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二第一項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改め、「いう。次項」の下に「及び附則第二十一条の三」を加え、同条第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める。

附則第十一条の三第一項中「同項」を「同条第一項」に改める。

附則第十二条の四第九項中「附則第十二条の二の七の二第一項」を「附則第十二条の二の八第一項」に改める。

附則第十二条の五から第十二条の九までを削る。

附則第十三条の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「第九条の二第一項」を「附則第五条第一項」に、「附則第五条第一項」を「附則第五条第二項」に、「附則第五条第二項」を「附則第五条第三項」に、「で同条第一項」を「で同条第二項」に、「第九条の二第五項」を「附則第五条第四項」に、「第九条の二第六項」を「附則第五条第五項」に、「次項第三号」を「第一号」に改め、「の種別割」を削り、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第三項第一号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第五条第六項に規定するものをいう。次号、次項第三号及び第三項第一号において同じ。）に該当するものを除く。同項第二号において同じ。）で平成二十七年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定

する新規登録（以下この条及び次条第一項において「初回新規登録」という。）を受けたもの  
の 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第三項第三号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第十三条第二項中「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「第七十二条の八第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に改め、「平成二十一年十月一日（」の下に「同法第四十条第三号に規定する」を加え、「第九条の二第三項」を「附則第五条の二第二項」に、「施行規則附則第五条の二第二項」を「同条第三項」に改め、同項第三号中「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第九条の二第七項に規定するものをいう。）」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第七十三条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第四項に規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第五項に規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第五条の二第六項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において

「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので同条第七項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第八項に規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第九項に規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第十項に規定するもの

三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第十一項に規定するもの又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第十二項に規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第十三項に規定するもの

附則第十三条の二第一項中「第七十二条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、「の種別割」を削り、同条第三項中「の種別割」を削る。

附則第十四条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

附則第二十二条第一項中「損壊した家屋（以下この項及び次項）を「損壊した家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。以下この項）に、「令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間」に改め、同条第二項中「被災家屋」を「東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋」に改め、「土地（」の下に「福島県の区域内にあるものに限る。」を加え、「令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「除く」の下に「。次条第一項において「避難指示区域」という」を加え、「附則第三十一条第四項」を「附則第三十一条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第三十一条第五項」を「附則第三十一条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「所在していた農用地」の下に「（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。）」を加え、「附則第三十一条第六項」を「附則第三十一条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第五十一条第七項」を「附則第五十一条第六項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第二十三条を次のように改める。

（東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例）

第二十三条 法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域（以下この項において「自動車等持出困難区域」という。）内の自動車（第七十二条第一項に規定する自動車に限る。以下この項において同じ。）が、次に掲げる自動車で施行令附則第三十二条第一項に規定するものに該当することとなった場合には、当該自動車は、第七十二条第一項の規定の適用については、当該自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車でなかつたものとみなす。

一 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項に規定する自動車に該当する自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号イにおいて「引取業者」という。）に引き渡したもの

ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当する自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの

ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

2 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用については、法附則第五十四条第二項に規定するところによる。

附則中第二十四条から第二十六条までを削り、第二十七条を第二十四条とし、第二十八条を第二十五条とし、第二十九条を第二十六条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 改正後の岐阜県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税に

については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、「この条例の施行の日(以下「施行日」という。 ) 以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。」

4 新条例附則第二十二條第一項に規定する代替家屋の取得が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「家屋(福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。 ) 」とあるのは、「家屋」とする。

5 新条例附則第二十二條第二項に規定する土地の取得が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「土地(福島県の区域内にあるものに限る。 ) 」とあるのは、「土地」とする。

(軽油引取税に関する経過措置)

6 施行日前に岐阜県税条例第七十一條の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同條第三項の燃料炭化水素油の販売、同條第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同條第五項の炭化水素油の消費若しくは同條第七十一條の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同條第七十一條の二第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

7 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

8 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

9 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の岐阜県税条例(以下「旧条例」という。 ) 第七十二條の十五第一項、第七十二條の十六第一項又は附則第二十五條第一項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧條例第七十二條の十五第五項、第七十二條の十六第二項又は附則第二十五條第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

10 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

11 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧條例附則第二十六條第一項の規定により納税義務を免除される令和元年度から令和三年度までの各年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る同條第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

12 新條例附則第二十三條第一項の規定の適用については、総務大臣が地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二條の規定による改正前の地方税法(昭和二十



五年法律第二百二十六号。以下この項において「二十八年旧法」という。）附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下この項において「旧自動車持出困難区域」という。）は新条例附則第二十三条第一項に規定する自動車等持出困難区域（以下この項において「自動車等持出困難区域」という。）と、同号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日（岐阜県税条例の一部を改正する条例（平成二十四年岐阜県条例第四十九号）の施行の日以後最初に総務大臣が二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した旧自動車持出困難区域にあつては、平成二十三年三月十一日）は新条例附則第二十三条第一項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日と、それぞれみなす。

13 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正）  
年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の種別割」を削る。

第二条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「第四百四十五条第三号」を「第四百四十五条」に改め、「の種別割」を削り、同条第二項中「の種別割」を削る。

第二条の二（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

第三条の見出し及び同条第一項中「の種別割」を削り、同条第二項中「自動車税種別割納税義務発生申告書」を「自動車税納税義務発生申告書」に改め、同条第三項中「の種別割」を削り、「自動車税種別割納税義務発生申告書」を「自動車税納税義務発生申告書」に改める。

第四条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「自動車税種別割納税義務発生申告書」を「自動車税納税義務発生申告書」に、「自動車税種別割納税義務消滅申告書」を「自動車税納税義務消滅申告書」に改め、同条第二項中「自動車税種別割申告事項異動申告書」を「自動車税申告事項異動申告書」に改める。

第六条の見出し中「の種別割」を削り、同条中「の種別割」を削り、「自動車税種別割還付請求書」を「自動車税過誤納金還付請求書」に改める。

別記第一号様式中「自動車税種別割証紙」を「自動車税証紙」に改め、  
[Automobile Tax Stamp] を「Automobile Tax Stamp」に改め、

別記第二号様式中「自動車税種別割納税義務発生申告書」を「自動車税納税義務発生申告書」に、  
[Report on Acquisition of Automobile Tax (Category Base) Payment Obligation] を「Report on Acquisition of Automobile Tax (Category Base) Payment Obligation」に改め、

別記第四号様式中「自動車税種別割納税義務消滅申告書」を「自動車税納税義務消滅申告書」に、  
[Report on Acquisition of Automobile Tax (Category Base) Payment Obligation] を「Report on Acquisition of Automobile Tax (Category Base) Payment Obligation」に改め、

別記第五号様式中「自動車税種別割申告事項異動申告書」を「自動車税申告事項異動申告書」に、  
[Report on Extinction of Automobile Tax (Category Base) Payment Obligation] を「Report on Extinction of Automobile Tax (Category Base) Payment Obligation」に改め、

別記第五号様式中「自動車税種別割申告事項異動申告書」を「自動車税申告事項異動申告書」に改め、

書」及び「Report on Changes in Previously Reported matters for Automobile Tax (Category Base)」を「Report on Changes in Previously Reported matters for Automobile Tax」に改める。

別記第六号様式中「自動車税種別割過誤納金還付請求書」を「自動車税過誤納金還付請求書」及び「Application for Reimbursement of Mistakenly Overpaid Automobile Tax (Category Base)」を「Application for Reimbursement of Mistakenly Overpaid Automobile Tax」に改める。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

14 前項の規定による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の規定は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和七年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例の一部改正)

15 特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例(平成十三年岐阜県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

(特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

16 施行日前において特定非営利活動法人が前項の規定による改正前の特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例第四条第一項に規定する自動車を無償で譲り受けた場合における当該自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(岐阜県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

17 岐阜県税条例等の一部を改正する条例(令和元年岐阜県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第四号中「附則第十一項」を「附則第九項」に改める。

附則中第九項及び第十項を削り、第十一項を第九項とする。